



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第26号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第5」を「附則第9項並びに別表第5」に改める。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

（条例附則第9項の規定による特殊現場作業手当）

2 条例附則第9項の規定による特殊現場作業手当の支給対象となる作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この号及び次号において「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域において行う作業

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

3 前項に定める作業に従事した職員に支給する特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、作業1日につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円の範囲内において行うものに限る。） 2万円

(2) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの（前号に掲げるものを除く。） 1万円

(3) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円

(4) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(5) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

4 職員が、同一の日に前項各号の区分を異にする2以上の作業に従事したときは、いずれか一の作業に従事したものとして当該作業に対する最も高い額の特殊現場作業手当を支給する。

5 附則第3項第1号、第2号又は第4号の作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

人 事 課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第27号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第64条中「を含む。）又は」を「並びに同条第5項において読み替えて適用される場合を含む。）又は」に改める。

第66条第1項中「第40条の9第1項」の次に「(条例附則第16条第5項において読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第40条の9第6項」の次に「(条例附則第16条第5項において読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同条第3項中「場合」の次に「並びに同条第5項において読み替えて適用される場合」を加える。

第66条の7第2項中「を含む。）又は」を「並びに同条第5項において読み替えて適用される場合を含む。）又は」に改める。

第117条第1項中「第40条の14」の次に「、第41条の7の2、第50条の2」を加える。

附則に次の1項を加える。

（地域住民の生活上必要な路線）

6 条例附則第17条の2に規定する規則で定める路線は、地方バス路線の運行維持のために知事が交付する補助の対象とする路線とする。

様式第86号及び様式第88号中「附則第16条第3項」の次に「、附則第16条第5項において読み替えて適用される第40条の9第1項」を加える。

住宅の用に供する土地被収用不動産等の代替不動産^{用の裏}心身障害者の雇用に係る施設認定中小企業承継事業再生計画に係る不動産面の注の3の(1)に次のように加える。

エ 特例適用サービス付き高齢者向け住宅にあつては、当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築予定年月日

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年10月20日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は公布の日から、第117条第1項の改正規定は平成24年1月1日から施行する。

（用紙の使用に関する経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課